第十八条の十五の五第二号中「提出」を「提出若しくは提供」に、「第十八条の十五の三第十項第二号」を「第十八条の十五の三第十一項第二号」に、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に改める。

第十八条の十五の八第一項第二号中「非課税口座廃止通知書」の下に「、第十八条の十五の三第十項に規定する財務省令で定める書類」を加え、「書類若しくは」を「書類又は」に改め、同条第三項中「非課税口座廃止通知書」の下に「、第十八条の十五の三第十項に規定する財務省令で定める書類」を加え、同条第四項中「未成年者口座非課税口座間移管依頼書」の下に「、勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書」を加え、「又は依頼書」を「、依頼書又は通知書」に改める。

第十八条の十五の九第二項第二号中「提出」を「提出若しくは提供」に、「第十八条の十五の三第十一項第二号」に、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に改め、同項第四号中「（以下この号において「当初取得等上場株式等」という。）及び同年以後に当該非課税口座に受け入れた施行令第二十五条の十三第十二項各号（同条第二十二項、第二十九項又は第三十一項において準用する場合を含む。）に掲げる上場株式等（以下この号及び次項において「分割等上場株式等」という。）」を削り、「法第三十七条の十四第五項第二号イに」を「同項第二号イに」に、「いい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得等上場株式等又は満期移管上場株式等（同号ロに掲げる上場株式等をいう。）に係る同号イに規定する取得対価の額とする」を「いう」に改め、同項第七号中「第二十五条の十三第三十八項」を「第二十五条の十三第三十九項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「国税庁長官は、」の下に「前項の」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十八条の十五の九第五項を同条第四項とする。

第十八条の十五の十第二項第一号中「第十八条の十五の三第二十項各号」を「第十八条の十五の三第二十一項各号」に、「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十三項」に改め、同条第十七項第一号中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十三項」に改め、同条第二十五項中「第十三項から第十五項まで、第十九項、第二十項、第二十一項（第二号に限る。）、第二十七項、第三十八項及び第三十九項」を「第十四項から第十六項まで、第二十項、第二十一項、第二十二項（第二号に限る。）、第二十九項、第四十項及び第四十一項」に、「第三十二項から第三十四項まで、第三十七項及び第三十九項から第四十二項まで」を「第三十三項から第三十五項まで、第三十八項及び第四十項から第四十三項まで」に改め、同項の表第十八条の十五の三第十三項の項中「第十八条の十五の三第十三項」を「第十八条の十五の三第十四項」に、「第二十一項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同表第十八条の十五の三第二十項の項中「第十八条の十五の三第二十項」を「第十八条の十五の三第二十一項」に改め、同表第十八条の十五の三第二十七項の項中「第十八条の十五の三第二十七項」を「第十八条の十五の三第二十八項」に、「第十項第二号」を「第十一項第二号」に、「廃止通知書　未成年者口座廃止通知書」を「記載又は記録がされた廃止通知　記載された未成年者口座廃止通知書」に改め、同表第十八条の十五の三第三十八項及び第三十九項の項中「第十八条の十五の三第三十八項及び第三十九項」を「第十八条の十五の三第三十九項及び第四十項」に改め、同表第十八条の十五の四第五項の項中「前条第十項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載された」を「若しくは提供を受けた前条第十一項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた」に、「未成年者非課税適用確認書」を「を受けた未成年者非課税適用確認書」に改め、同表第十八条の十五の五の項中「第十八条の十五の三第十項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載された」を「若しくは提供がされた第十八条の十五の三第十一項第二号に規定する非課税適用確認書等に記載若しくは記録がされた」に、「未成年者非課税適用確認書」を「がされた未成年者非課税適用確認書」に改め、同表第十八条の十五の八第一項の項中「金融商品取引業者等変更届出書」を「第十八条の十五の三第十項に規定する財務省令で定める書類、金融商品取引業者等変更届出書」に、「若しくは」を「又は」に改め、同表第十八条の十五の八第三項の項中「金融商品取引業者等変更届出書」を「第十八条の十五の三第十項に規定する財務省令で定める書類、金融商品取引業者等変更届出書」に改め、同表第十八条の十五の八第四項の項を次のように改める。

第十八条の十五の八第四項	非課税口座開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、勘定廃止通知書	未成年者口座開設届出書、第十八条の十五の十第三項第一号に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書
	金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書、出国届出書、帰国届出書	施行令第二十五条の十三の八第十二項第三号の書類、法第三十七条の十四の二第十二項の申請書
	又は通知書	、書類又は申請書

第十八条の十五の十一第二項第八号及び第九号を次のように改める。

八及び九　削除